三十五　［略］

三十六　名古屋港臨海地区

［イ　略］

ロ　愛知県東海市元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川左岸及び海岸線で囲まれた区域（元浜町六十番地の五を除く。）、南柴田町イノ割四十四番地の一及び四十四番地の九から四十四番地の三十七まで、新宝町三番地、四番地、五番地の一から五番地の三まで、六番地の一から六番地の三まで、七番地、九番地から二十番地まで、二十二番地の一から二十二番地の三まで、二十四番地の一から二十四番地の六まで、二十五番地の四、二十七番地の一から二十七番地の四まで、二十八番地の一から二十八番地の五まで、二十八番地の八、二十九番地の一から二十九番地の四まで、三十番地の一から三十番地の十まで、三十一番地、三十一番地の一から三十一番地の十五まで、三十二番地、三十三番地の一から三十三番地の二十二まで及び五百七番地の二、名和町南埋田六十六番地の一及び六十六番地の二並びに荒尾町池下一番地の一、リノ割百九十五番地の六及び二百三十五番地の六、ワノ割一番地、一番地の四、一番地の五、六番地の七、三十五番地の二及び六十六番地の二、カノ割九番地の一及び九番地の七並びに船江一番地及び六番地の六の区域

［ハ・ニ　略］

三十七～五十四　［略］

五十五　宇部・小野田地区

イ　山口県宇部市の次の区域

(1)　東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の二十九のうちＭＵアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三のうちＭＵアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百四のうちＭＵアークライン株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五百二十五番地の百二十七、五百二十六番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の二、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(2)～(4)　略

［ロ　略］

三十四　［同上］

三十五　名古屋港臨海地区

［イ　同上］

ロ　愛知県東海市元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川左岸及び海岸線で囲まれた区域（元浜町六十番地の五を除く。）、南柴田町イノ割四十四番地の一及び四十四番地の九から四十四番地の三十六まで、新宝町三番地、四番地、五番地の一から五番地の三まで、六番地の一から六番地の三まで、七番地、九番地から二十番地まで、二十二番地の一から二十二番地の三まで、二十四番地の一、二十四番地の二、二十七番地の一から二十七番地の四まで、二十八番地の一から二十八番地の五まで、二十九番地の一から二十九番地の四まで、三十番地の一から三十番地の八まで、三十一番地、三十一番地の一から三十一番地の十五まで、三十二番地、三十三番地の一から三十三番地の二十一まで及び五百七番地の二、名和町南埋田六十六番地の一及び六十六番地の二並びに荒尾町池下一番地の一、ワノ割一番地の一、三十五番地の一及び六十六番地の一並びにカノ割九番地の一及び九番地の五の区域

［ハ・ニ　同上］

三十六～五十三　［同上］

五十四　宇部・小野田地区

イ　山口県宇部市の次の区域

(1)　東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部字沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の二十九のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百四のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五百二十五番地の百三十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の二、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(2)～(4)　同上

［ロ　同上］